

さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第34回）

第1 日時

平成29年6月2日（金） 午後3時から午後5時まで

第2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】

秋吉仁美，伊藤敏孝，大澤利弘，大場玲子，加藤利雄，栗田和美，佐世芳，関根正昌，内藤晋太郎，福島貴代子，堀田香織，本田晃，水谷元雄，吉田千枝子，吉田正臣（五十音順，敬称略）

【オブザーバー】

（事件部）岩渕美枝子，木村康弘，木村直樹，坂本香織，白熊正樹，立神清貴，山本隆行，矢澤克徳

（事務局）横山真幸，中村浩毅，安藤慎一，現王園竜太，八木真希子

第4 議題

「成年後見制度について」

第5 議事概要

1 開会宣言

2 新任委員自己紹介（吉田（千）委員，本田委員）

3 退任委員紹介（笹井委員，遠藤委員）

4 外部委員より発表「埼玉県子ども権利擁護委員会スマイルネットの活動」

5 議題「成年後見制度について」

成年後見制度のしくみ，適切な運用に向けた家庭裁判所の取り組み，制度を取り巻く社会情勢と今後の課題等について説明した上で，意見交換及び質疑応答を行った。

（●は裁判所委員又は説明者，○は外部委員の発言内容）

○ 成年後見制度はもっと利用されても良いと感じた。親族が本人の資産を費消してしまったという話を聞くことがあるが，後見人を選任していればそのようなことは防げるだろうと思う。制度利用の障害としては，例えば報酬の問題があるのではないか。裁判所が把握している制度利用の阻害要素を伺いたい。

● 何が問題かはこちらも悩ましいところである。報酬については，事案ごとに裁判官が判断をしており，さいたま家裁のホームページに目安となる金額を載せている。報酬は本人の財産から支出されるため，親族からすると，財産が第三者に渡るという点でためらわれるのかもしれない。

○ 従前，日本では同居している親族が高齢者の面倒を見て，ある程度財産管理も行っ

ていた。それに対し、成年後見制度は、家族性悪説や家庭内での個人主義が背景にあるのだと思う。その良し悪しは分からないが、外部から後見人が入ることで、家庭に新たな波紋がもたらされることになる。本当に後見人が必要なケースもあり、非常に有効に機能している反面、一度後見人を選任すると本人が亡くなるまで継続しなければならなかったり、報告事務によって家庭内がフォーマルになったりするという使い勝手の悪さがある。

- 現在の後見制度は、ある程度財産を有する人しか利用できず、財産のない人には全く役に立たないと思う。収入の少ない高齢者が多いので、報酬を支払うと、本人の財産はどんどん目減りする。裁判所は、報酬によって本人の財産が減少し、財産が尽きた場合について考える必要があるのではないか。
- 本人の財産状況は様々であるが、後見人には、早い段階で本人が困窮することのないよう考慮してもらっている。助成が受けられる市町村もあるので、対象であれば、そちらを利用していただいている。
- 選任される後見人として専門職の比重が大きくなっているところ、裁判所は、報酬の問題も含め、利用しやすい制度の在り方を検討している。また、本当に必要な人に制度の趣旨が届いているかという点にも関心を持っている。
- 年金のみで単身で生活しているような中でも制度を利用している人は若干いるが、ギリギリの生活である。地域でも市民後見人を増やそうとしている。
- 地方自治体による助成が全都道府県にあれば良いと思う。また、後見人が選任されていても、命にかかわるような手術の同意はできないと言われ、何のための後見制度なのかと思うことがある。
- 費用の一部を国が補助し、当事者の負担が例えば1～2割になれば、もう少し利用しやすくなると思う。裁判所というよりも、国のレベルで考えなければならないのではないか。必要な制度であるが、システムがきちんと構築されていないと活用されないと思う。
- 申立てのために裁判所のホームページを見るが、非常に細かい。何度も裁判所に行かなければいけないし、一人でできるか疑問である。裁判所の司法委員や参与員に手助けをしてもらえないか。
- 現在、各市町村の社会福祉協議会などが中心となって、市民後見人の養成を積極的に行っている。個人で後見人を務めるのは負担が大きいですが、法人として社会福祉協議会が受け皿になっている。活路になるのではないか。
- 資産すべてを特定の人に委ねるというのは勇気がいるものであり、相当信頼のおける人でないとできないと思う。専門職であれば職務に伴う責任があり、一定のペナルティもあると思うが、市民後見人の場合、監督人がいるとしても、ふさわしくない行為をしたときに辞めさせられるのみではどうかと思う。適切に務めてもらえるという担保がないと、安心して任せるのは難しいのではないか。

○ 親族後見人が選任されていて、本人が亡くなった後、遺産分割の問題が生じたケースがあった。本人が亡くなり、後見が終了した後も、後見人は大変である。

● 裁判所は、必要な人にはぜひ制度を利用していただきたいと考えている。良い制度、良い運用ができるよう、努力していきたい。

6 次回テーマ等の選定「職員の研修について」

7 閉会宣言

第6 次回日時

平成30年1月24日（水） 午後3時